

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年5月21日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

持続可能な観光推進のためのガバメントクラウドファンディング実施支援業務

(2) 業務の目的

奈良県では、県内観光地の魅力向上と持続可能性を両立させるため、環境保全や観光地におけるハード整備の充実、ならびに適切な維持管理を継続的に行うための新たな財源確保の仕組みづくりを進めている。

その一環として、本業務は奈良公園における「鹿との共生」をテーマとした取り組みについて、ガバメントクラウドファンディングの手法を活用し、全国からの寄附を募ることにより、事業実施に必要な財源を確保するとともに、来訪者等の賛同者一人ひとりに共生の意義を伝え、理解と参画の促進を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

- ①ガバメントクラウドファンディング プラットフォームの提供等
- ②プロジェクトの構築・伴走支援業務
- ③広報・プロモーション支援業務

(4) 提案限度額

7,040千円（消費税及び地方消費税の額(10%)を含む）

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する「持続可能な観光推進のためのガバメントクラウドファンディング実施支援業務」委託 公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に示すところによる。

(6) 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

2 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること
- (3) この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に国又は地方公共団体等と同種の契約を締結し、これを誠実に履行した者であること
- (4) 県税を滞納していない者
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（更生手続開始の決定を受けた者を除く）
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始

の申立てをしていない者であること。

- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（再生計画の認可の決定を受けた者を除く）

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 応募資格」に示した参加資格要件が備わっていないとき。
(2) 複数の提案書等を提出したとき
(3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
(4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
(5) 提出書類等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
(6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県 観光局 観光経済課 観光経済係
電話番号：0742-27-8435
- (2) 募集要項及び仕様書の配布
令和8年5月21日（木）から令和8年6月5日（金）正午までの間に、4の（1）の担当部局または奈良県ホームページから入手するものとする。
ただし、（1）の担当部局での配布については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。また、最終日は正午まで。）とする。
- (3) 参加表明書の提出
4の（2）により配布する募集要項に示すところによる。
- (4) 企画提案書等の提出
4の（2）により配布する募集要項に示すところによる。
- (5) 質問の受付
4の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

6 電子契約の可否

- (1) 可とする。
(2) 電子契約を希望する場合は、別添「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を4の（3）で示す参加表明書の手続きとあわせて持参または郵送により提出すること。

7 その他

- (1) 本県業務の提案への参加に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
(2) 提出された企画提案書等は返却しない。
(3) その他、詳細は4の（2）により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。